

「未来わくわくSDGsフェスタ」運営業務委託 仕様書（案）

1 業務名

「未来わくわくSDGsフェスタ」運営業務委託

2 業務目的

市域全体のSDGs（持続可能な開発目標）に対する理解を深め、市民が日々の暮らしとSDGsの関わりについての新たな気づきを得て、実践活動につなげていくきっかけの場を提供することを目的に、多くの市民が集う大型商業施設において、SDGsの17の各目標を中心に据えたイベントを開催するものである。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

4 適用範囲

「未来わくわくSDGsフェスタ」運営業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

5 本イベントの実施日時・場所

- (1) 実施日時 **令和3年8月20日（金）**
午前10時00分から午後5時00分
- (2) 実施場所 **イオンモール岡山**（岡山市北区下石井一丁目2番1号）
1階未来スクエア
※岡山市が仮予約済み

6 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 岡山市個人情報保護条例
- (3) その他の関係法令

7 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「岡山市個人情報保護条例」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払う

こと。

- (3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

8 知的財産権等

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じ、今後、成果品を岡山市が利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、岡山市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

10 プロジェクト管理

受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、岡山市が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、岡山市への迅速な状況報告等）を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要

員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

1.1 契約時の提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託作業表
- (3) 業務責任者届
- (4) 課税事業者届出書
- (5) 委託業務一部再委任通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

1.2 委託業務の内容

本業務の基本的な内容は、下記のとおりとし、岡山市と調整のうえ業務を進めること。

(1) 全体コンセプトの作成

以下の項目に留意してコンセプトを作成すること

- ①業務目的を真に理解すること。
- ②大型商業施設に買い物等を目的に訪れたSDGsのことをよく知らない、詳しくない市民の方々にSDGsを知ってもらい、日常生活での行動につなげるきっかけとなる内容とすること。
- ③本イベント内でSDGsの17の目標すべてを均等に取り上げる必要はなく、取り上げる目標を絞ることも可。

(2) 実施計画の作成

業務目的を達成するために、最も効果的な実施方法と、それに基づいた具体的な実施計画を作成すること。作成にあたっては、下記①～⑥についてわかりやすく記載すること。

①実施方針

本イベント実施にあたっての基本的な考え方、具体的な取組方針について記載すること。

②実施体制

本イベント実施にあたってどのような体制及び人員で実施するのか、体制図作成すること。また、本業務の業務責任者及び業務従事者について役割、氏名、所属、役職、職務経歴等を具体的に記載すること。

③スケジュール

岡山市と受託者との会議日程等、本イベント当日までの全体スケジュール及び当日のタイムスケジュールを作成すること。

④ステージイベントの企画

幅広い年代の市民、特にSDGsについての知識がない市民が、SDGsについて知ることができ、日常生活での行動につなげるきっかけとなるようなステージイベントの企画を行うこと。

また、下記「ア 盛り込むステージイベント」の「オープニングセレモニー」及び「高校生によるSDGs取組発表」は実施必須のため、ステージイベントの企画に必ず盛り込み、経費に含めること。

なお、岡山市が確保している会場は以下のとおりである。

会場 **イオンモール岡山 1階 未来スクエア**

上記の会場に加え、イオンモール岡山内の他の場所を使用しても差し支えない。ただし、追加した場所の使用にかかる費用一切は受託者の負担とする。

※1階未来エスカレータ下（2）（ユニオン）については岡山市が別イベント実施用に仮予約済みのため使用不可。

ア 盛り込むステージイベント

○オープニングセレモニー

時間 午前11時30分から20～30分程度

内容 **（ア）岡山連携中枢都市圏自治体の着ぐるみ等の出演による「わたしたちのSDGs宣言」。**

各自治体（最大13自治体）の着ぐるみが、SDGsに関する宣言を受託者が制作したボードを使用してそれぞれ発表する。

※宣言の内容は岡山市が作成する。

※各自治体への出演依頼は岡山市が行う。

※各自治体の担当者の連絡先は岡山市が受託者に提供するので、各自治体との出演に関する打ち合わせ等は受託者が行う。

※昨年度は7自治体から着ぐるみ8体参加。

※岡山連携中枢都市圏参加自治体は岡山市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町。

（イ）市長による開会あいさつ

※市長のアポイント、アテンドは岡山市が担当する。

○高校生によるSDGs取組発表

時間 午後（高校生の出演しやすい時間帯） 1時間程度

内容 **（ア）** 受託者がステージに設置するモニターに映写したパワーポイント資料・映像、音楽等を利用して、高校生が各自・各校のSDGsに関する取組を発表する。

※1校の持ち時間を15分とし、3～4校が発表する。

※発表校の選定、依頼は岡山市が行う。

※各高校の担当教員の連絡先は岡山市が受託者に提供するので、各校との出演に関する打ち合わせ等は受託者が行う。

イ 受託者が企画するステージイベント

- ・ 1ステージは30～60分程度で**SDGsの学びにつながるステージを、3ステージ以上**実施すること。
※上記「12 委託業務の内容 (2) 実施計画の作成 ④ステージイベントの企画 ア 盛り込むステージイベント」の「オープニングセレモニー」及び「高校生によるSDGs取組発表」以外で3ステージ以上実施すること。
- ・ **上記3ステージのうち、SDGsをわかりやすく楽しく理解できるような子どもや親子連れ向けのステージイベントを1ステージ以上含めること。**
- ・ 本イベント全体の集客力向上の観点から、タレントによるトークショー等、SDGsの学びよりも集客力に重きを置いたステージの実施も認めるが、その際も、ステージの内容にSDGsの学びの要素を盛り込むこと。
- ・ 各ステージイベントの観客数を把握すること。

⑤ワークショップ／体験ブースの企画

- ・ 会場内にワークショップまたは体験ブースを**4ブース**設置すること。
- ・ 上記4ブースのうち、子ども（幼児～小学校）連れの**親子を中心とした市民を対象にした、SDGsをわかりやすく楽しく理解し、日常生活での実践につなげるきっかけとなるようなブースを2ブース以上含める**こと。
- ・ ブースの運営時間は10:00～17:00
- ・ 各ワークショップ／体験ブースの参加者数を把握すること。
- ・ ワorkshop／体験ブースで材料費がかかる場合は有料も可。
- ・ ワorkshopの例
廃材を利用した工作、自然素材を活用した体験型ワークショップ、SDGsに関するゲームなど

⑥本イベントへ来店者を誘導する仕組みづくり

本イベントへの参加を目的としていない来店者に対してイベントに誘導するような仕組みを検討すること。

仕組みの例 イオンモール内店舗を巻き込んだクイズラリー等

※本イベントへ来店者を誘導する仕組みづくりは**必須ではない**。

⑦独自提案

市民が日々の暮らしとSDGsの関わりについての新たな気づきを得て、実践活動につなげていくきっかけとなるようなイベントの独自提案も可。イオンモール1階未来スクエア以外を会場とする提案の場合、会場使用にかかる予約、使用料その他備品等の手配、支払いはすべて受託者が行うこと。

※独自提案は**必須ではない**。

(3) 会場レイアウトの企画・立案・作成

「12 委託業務の内容 (2) 実施計画の作成 ⑤ワークショップ／体験ブースの企画」で企画したブース等を効果的に配置した詳細な会場全体のレイアウトを企画・立案し、作成すること。

※イオンモール岡山未来スクエアの図面はイオンモール岡山のホームページからダウンロード可能。

(4) ステージイベント出演者、ブース出展者の募集方法等

出演・出展を希望する企業・団体等の募集方法及び出展者の手配・調整について記載すること。

(5) 本イベントの告知・広報

①フライヤー配布、イオンモール岡山館内事前告知ポスター掲示、イオンモール岡山のハレマチTV、イベント情報サイトやSNS等への掲載を通じて、本イベントを広く市民に告知し、集客に努めること。

②フライヤー、ポスターの版下を作成すること

○フライヤー：表面フルカラー、裏面1色刷り、A4版

○ポスター：片面フルカラー、B2版

※フライヤー、ポスターのいずれも岡山市が印刷・配布する。

※フライヤー、ポスターのデザインは、一般市民（とりわけ小学生とその保護者）が「SDGs」などを視覚的に感じられるデザインになるよう留意すること。また、今回のテーマに沿ったデザインになるよう工夫して制作すること。

※版下のデータはイラストレーターファイル及びPDFファイルで岡山市に提出すること。

※制作物は本イベント終了後、委託者へ成果品として提出すること。

(6) 本イベントの実施運営

①会場の設営、運営

・イオンモール岡山と連絡調整の上、会場設営、運営を行うこと。

※会場設営は令和3年8月19日（木）の午後9時以降となる予定だが、詳細はイオンモール岡山と調整すること。

・岡山市所有で、本イベントで使用する備品等について、本イベント前日の会場設営時までには岡山市役所から会場まで運搬すること。運搬する備品等の量は高さ1.7メートル×幅1メートル×奥行1メートル程度のコンテナボックス1～2台分程度。

②必要となるサイン、備品及び装飾等の製作・手配及び設置・撤去

誘導案内図、ステージ装飾等の必要となるサイン、装飾等を作成、備品の手配をすること。

③必要となる出演者・出展者及びスタッフの調整・手配

本イベントの司会者、出演者、出展者及び運営に必要なスタッフの調整・手配をすること。

④本イベントの運営、進行管理等

本イベント全体の運営、音響システムの構築、進行管理及び各ステージイベント、各ブースの運営、進行管理を行うこと。

⑤保健所等の必要な関係機関との調整を行うこと

⑥イベント保険等へ加入すること

⑦記録用写真の撮影

岡山市において、広報資料等に掲載することを想定した写真を積極的に撮影すること。

※タレント等の著名人が出演する場合、当該著名人の写った写真を岡山市が広報等で利用する際、当該著名人等または所属事務所等と写真の使用許諾に関する交渉を行うこと。

(7) 会場の撤去

①会場の一切のサイン、備品及び装飾等を撤去をすること。

②撤去開始時刻等はイオンモール岡山と調整すること。

③撤去に必要なスタッフの調整・手配をすること。

④「12 委託業務の内容 (6) 本イベントの実施運営 ①会場の設営、運営」で会場まで運搬した岡山市所有の備品等を、令和3年8月23日(月)に岡山市役所SDGs・ESD推進課まで運搬すること。

(8) 出演者・出展者との打合せ、謝礼・交通費の支払い

①本イベント実施日前及び本イベント実施当日にステージイベント出演者、ブース出展者、司会者と必要な打合せを行うこと。

②ステージイベント出演者、ブース出展者、司会者への謝礼金(交通費等含む)を支払うこと。謝礼金(交通費等含む)は委託料に含むこと。謝礼金の支払いに際して、必要に応じて源泉徴収を行うこと。

※「12 委託業務の内容 (2) 実施計画の作成 ④ステージイベントの企画 ア盛り込むステージイベント」の「高校生によるSDGs取組発表」に出演する高校生及び引率教員については謝礼の支払いは不要。交通費のみ支払うこと。交通費の

支払い額については、岡山市の定める基準によるため、岡山市から交通費支払い基準についての資料を受託者に提供する。

(9) 運営に必要となるスタッフの手配

- ・その他、本イベントの運営に必要となるスタッフの調整及び手配を行うこと。

1.3 新型コロナウイルス感染防止対策

会場内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本イベント開催時点での本市の感染状況に応じて、政府や岡山市の示すイベント開催に係る指針に即した感染拡大防止対策を受託者の負担で実施すること。また、必要に応じて、イオンモール岡山と対策内容を協議すること。

【参考】昨年8月に実施した本イベントの新型コロナウイルス感染拡大防止対策

(1) 収容人数の制限

- ・会場の収容人数の上限は120人。出入口を5か所に限定し、スタッフを配置。収容人数の上限を上回る場合は入場制限を行う。
- ・著名人が出演するステージイベントは、事前に整理券を配布し、客席数以上の観覧を制限。

(2) ソーシャルディスタンスの確保

- ・ステージ前の観客席は前後左右を1m程度空けて配置。
- ・ステージイベントの出演者は、壇上に同時に上がる人数を10人以下とする。
- ・ステージ出演者の立ち位置と観客席最前列との間隔を3m以上開ける。
- ・ワークショップは参加グループごとに1テーブルを使用することとし、最大6グループ程度を上限とする。テーブルは前後左右を1m程度空けて配置する。
- ・ソーシャルディスタンスの注意喚起を会場内に表示するとともに、司会者やスタッフによる呼びかけを行う。

(3) 衛生措置の実施

- ・会場の出入口に消毒液を設置する。
- ・来場者に対し、手指の消毒とマスク着用への協力を呼び掛ける表示を行う。
- ・体調不良者への入場のお断りを呼び掛ける表示を行う。
- ・全ての出入口で検温を実施するとともに来場者の連絡先の把握に努める。
- ・定期的に会場内の備品（机・いす・マイク等）を消毒する。
- ・ステージやワークショップにおいて適切な新型コロナウイルス感染防止対策を行う。

1.4 定例会議

受託者は業務の開始にあたり、契約締結後速やかに、仕様内容、実施方針、実施体制、作業スケジュール等の確認、協議等を行うために、岡山市と業務開始時会議を開催すること。

また、本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、定期会議を開催し、

報告・進捗確認を行うこととする。

受託者は、業務開始時会議及び定期会議終了後、速やかに議事録を作成・提出すること。

なお、緊急を要する事項が発生した場合又は監督員が必要と判断した場合は、以下の会議以外にも随時会議を開催する。

○業務開始時会議：1回

○定期会議：月1回程度

日時：本業務の契約締結後に岡山市と受託者の協議により決定

場所：原則、岡山市の庁舎内会議室等

1.5 作業経過の報告

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。
- (2) 本業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、処置を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

1.6 協議等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い業務を遂行すること。
- (2) 岡山市において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、岡山市はこれを賠償する。
- (3) 災害、新型コロナウイルス感染拡大等により本イベントの実施が困難な場合は、岡山市の判断により本イベントを中止することがある。本イベントが中止となった場合の取扱いについては、委託契約書に規定する条項に従い、岡山市と受託者が協議して決定するものとする。
- (4) 岡山市は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託事業者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に岡山市に書面で回答しなければならない。

1.7 再委託

本業務について再委託が必要となる場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

18 成果品（業務報告書）の提出

事業内容・総来場者数・各ステージイベント・各ブースごとの参加者数・記録用写真等を取りまとめた業務報告書を作成して提出すること。

（1）提出方法

①報告書1部

報告書は、日本工業規格A4判で、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

②電子媒体CD-R（又はDVD-R）1式

- ・報告書の電子データは、ワード、パワーポイント等で作成した文書ファイルで岡山市が再利用できるもの及びPDFファイルとすること。また、記録用写真データは、PNG、JPEG等で加工しやすいデータ形式とすること。
- ・電子媒体によるデータ納品については、すべてウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで、納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、岡山市又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- ・本業務の成果品の著作権は、岡山市に帰属するものとし、岡山市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

（2）提出期限

令和3年9月30日（木）

19 費用の負担

「5 本イベントの実施日時・場所」に記載の実施場所（イオンモール岡山1階未来スクエア）にかかる会場使用料（会場備え付けの備品（音響、映像、照明機材）及び空調の経費含む）については、岡山市が負担する。

それ以外の業務に伴う必要な経費は、本業務委託仕様書に記載のないものであっても、受託者の負担とし、岡山市は負担しない。

20 その他

- （1）業務上必要な打合せは適宜行うことができることとする。
- （2）受託者は委託内容において確認事項がある場合は、書面により岡山市に提出し確認を行うことができることとする。
- （3）受託者は本業務中に事故があった場合は所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について直ちに岡山市に報告すること。
- （4）業務内容等は、企画競争時点におけるものであり、最適提案者との協議の上、変更を加えることがある。